

駐車許可制度のお知らせ



家族の介護や引越し等は

駐車許可の対象になります



駐車禁止の交通規制がされている道路で介護・引越し・故障車両・重量又は長大な貨物の積み降ろし等、社会生活上やむを得ない理由により駐車することが必要な場合は、駐車許可を受けることができます。（申請は個人・事業者を問いません）

例えば・・・

- 家族が要介護認定を受けており、自宅に駐車場がない場合
- 家族が身体障害者手帳を持っているものの、駐車禁止除外標章の交付対象外であって、自宅に駐車場がない場合
- 家族が足を骨折し、松葉杖を使用しているが、自宅に駐車場がない場合

などがあります。

許可を受ける際は個々具体的な審査が必要になるため、詳しくは管轄する警察署（ホームページに掲載）へお問い合わせください。

ホームページ
はこちら 

